

Global Tax Update

インド

デロイトトーマツ税理士法人

2018年6月

※本ニュースレターは、[英文ニュースレター](#)の翻訳版です。
日本語訳と原文(英文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

1. ローン債権放棄による免除益は非課税

インド最高裁判所は、その判決¹の中で、債権者が資本資産の取得のためにローン債権放棄を利用した場合、事業若しくは専門サービスによる免除益²又は取引債務の消滅³による免除益は債務者に発生しない、と判示した。したがって、本判示の事実関係に基づき、債務者がローン債権放棄により生ずる免除益を非課税とする判決を下した。

本判決は、前向きな進展ではあるものの、各判決は個別の事実関係に基づいて行われることから、企業がこれらの事項に関連する意思決定をする際には、税務専門家に相談されたい。

2. 小売業者への割引料は税務上損金算入対象

控訴裁判所⁴は、小売業者に提供した割引料を売上に係る即時費用として認識する旨の判決を下した。また、適切な証拠の提示なしには、当該割引料をブランドや無形資産の獲得及び創造に係る費用とみなさない旨の判決を下した。

3. 完全孫会社への資本的資産の譲渡は非課税

控訴裁判所⁵は、1961年所得税法(Income tax Act, 1961:以下「所得税法」)の規定⁶に基づき、親会社による完全孫会社への資本資産の譲渡は、キャピタルゲイン

課税の対象外とする判決を下した。所得税法は、以下の両条件を満たす場合、企業から子会社への資本資産の譲渡をキャピタルゲイン目的の譲渡とみなさない旨を定めている。

- 親会社又はその名義人は、当該子会社の全株式資本を所有している
- 当該子会社はインド企業である

同控訴裁判所は、ボンベイ高等裁判所による別の裁判事例の判決、すなわち、所得税法に「子会社」の定義がされていないため、ハウラー・トレーディング社(Howrah Trading Co. Ltd.)対所得税局長(CIT)[1959年]36 ITR 215 (SC)及びCIT対スワデン・マッチ社(Swadeshi Match Co.)[1983年]139 ITR 833 (SC)の事例における最高裁判所の判例の原則に依拠し、現行の会社法における「子会社」の定義(当該定義には完全孫会社が含まれる)が所得税法にも適用されるとした判決を引用した。

4. 外国ポートフォリオ投資家による債券投資

インド準備銀行(Reserve Bank of India:以下「RBI」)⁷は、外国ポートフォリオ投資家(Foreign Portfolio Investors:以下「FPI」)の債券投資に対する上限⁸を引き上げた。RBI⁹は、投資プロセスの効率化や債券投資の促進を視野に、FPIの債券投資に関する規制の改正

1 93 taxmann.com 32 (SC) – マヒンドラ・アンド・マヒンドラ(M&M)

2 1961年所得税法第28条(iv)項

3 1961年所得税法第41条(iv)項

4 バンガロール控訴裁判所

5 Emami Infrastructure Ltd 対所得税局(ITO)の Kolkata 控訴裁判所判例 [2018年] 91 taxmann.com 62

6 第47条(iv)項

7 2018年4月6日付通達、RBI/2017-18/150 A.P. (DIR Series) 通達第22号

8 総投資上限(中央政府証券、州開発融資、社債)は従来の上限額である5兆4582.3億インドルピーから改定され、2018年4月から2018年9月までの期間は5兆9460億インドルピー、2018年10月から2019年3月までの期間は6兆4990億インドルピーとなった。

9 2018年4月27日付通達(RBI/2017-18/168 A.P. (DIR Series) 通達第24号)及び2018年5月1日付通達(RBI/2017-18/170 A.P. (DIR Series) 通達第26号)

を発表した。RBI が導入した改定後の枠組みにおける主要な変更点は下記のとおりである。

投資上限:

- FPI による中央政府証券への総投資上限は、発行済み当該証券の 20% から 30% へと引き上げられた
- 集中度の上限が導入された。長期 FPI¹⁰ の場合、単一 FPI 及び関連 FPI¹¹ による投資は政府証券（政府債）、州開発融資（SDL）、社債証券に対する現行の投資制限の 15% を超えてはならない。また、その他の FPI については、前記のカテゴリーの債務証券すべてに対して 10% と上限が定められた
- 単一 FPI 及び全ての関連 FPI による投資は、各社債の 50% を超えてはならない。当該上限を超えた場合、FPI は、投資が 50% の上限を下回るまで、追加投資はできない
- FPI がインド企業及びその関連法人の社債に投資する場合、投資の規模は当該 FPI の社債ポートフォリオ全体の 20% を超えてはならない。また、満期までの残存期間が 1 年未満の有価証券（政府債、SDL 及び社債）に関しては、上限について継続的にモニタリングが行われる

b) 満期

- 政府債及び SDL への投資に関して、満期までの残存期間を最低 3 年としていた既存条件が撤廃された
- FPI は、残存期間が従来の 3 年ではなく、1 年を超える社債への投資を認められることになった
- RBI は、FPI の中央政府発行による財務省証券（国債）への投資を認めることを明確にした
- 現行の入札制度（FPI の総投資額が上限の 90% に達したときに発動される）は、2018 年 6 月 1 日付で終了した。今後は、インド決済機構（Clearing Corporation of India Ltd.）がオンラインベースで上限についてモニタリングを行う
- FPI が一部払込証券に投資することは明確に禁止される。

10 長期 FPI は、ソブリン・ウェルス・ファンド、多国籍機関、寄付基金、保険基金、年金基金、および外国中央銀行を含む。

11 関連 FPI とは、非居住者法人によって登録された全ての FPI を指す。

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/ao

問い合わせ

デロイトトーマツ税理士法人 インド室

パートナー 林 博之

hiroyuki.hayashi@tohatsu.co.jp

シニアマネジャー Pawankumar Kulkarni

pawankumar.kulkarni@tohatsu.co.jp

ニュースレター発行元

デロイトトーマツ税理士法人

東京事務所

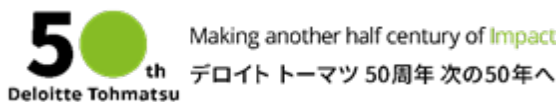
〒100-8305 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号 新東京ビル 5 階

Tel: 03-6213-3800(代)

email: tax.cs@tohatsu.co.jp

会社概要: www.deloitte.com/jp/tax

税務サービス: www.deloitte.com/jp/tax-services



デロイトトーマツ グループは日本におけるデロイトトウシュートーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームであるデロイトトーマツ合同会社およびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツコンサルティング合同会社、デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイトトーマツ税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイトトーマツコーポレートソリューション合同会社を含む)の総称です。デロイトトーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 11,000 名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト (www.deloitte.com/jp) をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクアドバイザー、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 245,000 名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#) もご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュートーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitte のメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュートーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(デロイト トーマツ税理士法人を含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等をすることはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of
Deloitte Touche Tohatsu Limited

© 2018. For information, contact Deloitte Tohatsu Tax Co.



IS 669126 / ISO 27001